

会員に対する処分について

令和6年10月7日に開催された当会の理事会において、「会員に対する処分規則」に則り検討した結果、当会の会員に対し下記のとおり処分を行いました。

記

1. 被処分会員名 小林製菓株式会社
2. 処 分 改善勧告
3. 処分理由 食品衛生法違反による行政処分を受けたこと、および、消費者への注意喚起や製品回収の判断が遅れ重大な社会的影響を与えたこと。
4. 処分内容 消費者への注意喚起や製品回収の判断を速やかに行うよう社内体制を整備して再発防止を行うこと。再発防止のための改善計画を令和6年10月30日までに協会に提出すること。
5. 特記事項 今般の同社の食品衛生法違反事案に関し、その原因については同社の製造管理の不備によることが行政より発表されている。また、健康被害に関する注意喚起や製品回収については、健康食品を摂取する消費者の安全を最優先に考え、原因究明に先立って、より早急な対応を行うべきであったことは、同社の発表においても認めるところである。
今回の処分は、協会の指導監督のもとでの自主的な改善を迅速に行うことを目的に、改善計画の策定およびその実施状況の報告を求め、同社の通信販売事業への社会的信頼を回復できるよう再発防止の徹底を要請するものである。
改善勧告は当会の規則において除名処分に続く重い処分であるが、今後十分な対応が見られない場合にはより重い処分も検討せざるを得ないことを付記する。
なお、協会会員であることを示すジャドママークは適正な通信販売事業を行うことの証であり消費者の信頼の目安であることから、同社に対してはこのことを十分に理解してジャドママークを使用することを求める。

以上